

学校規模適正化・適正配置に関する住民説明会 実施状況をお知らせします

◇説明会の開催日・場所

【期日】平成30年7月27日（金）

【場所】甲東中学校

【参加者数】8名

鹿児島市教育委員会では、平成30年3月に「鹿児島市立小学校・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」を策定しました。そこで、保護者や地域の皆様と学校の現状や認識を共有するため、各地域で説明会を開催しましたので地域ごとの状況をお知らせします。

【説明会の内容】

- ①基本方針の内容の説明 ②小・中学校の現状の説明 ③質疑応答・意見聴取

◇寄せられたご意見やご質問

ご意見やご質問	回答
今回の説明会は、他の学校でも行われているのか。	説明会は平成30年度に市内全域で実施する予定で、適正規模校等でも実施します。
児童生徒数が減ったとしても、1クラスあたりの人数を調整し、学級数を減らさない(調整する)という方法はとれないのか。	学級の編制や教職員の数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で、その標準が定められています。また、県教育委員会において定められた基準が、本市の公立義務教育諸学校でも適用されているため、鹿児島市独自で教職員等を配置することは難しい状況です。
小中一貫校のメリットはどのようなものがあるか。	小中一貫教育の学習指導のメリットとしては、児童生徒の学習意欲の向上、指導内容の系統性に対する教員の理解向上、中学校教員の乗り入れによる授業の充実などがあるとされています。また、生徒指導上のメリットとしては、小中一貫した生徒指導体制によるいじめ・不登校などの減少、児童生徒の規範意識の向上などがあるとされています。
住所により通学する学校が決まり、校区が分かれているが、適正化を考える上で、住所に関わらず通学する学校を選べるような制度へは変更できないのか。	現在のところ、通学する学校を選べるような制度へ変更する予定はございませんが、小規模校の有する特性の中で教育を受けさせたいと希望する保護者及び児童生徒には、特別に入学(転学)を認める「特認校制度」はあります。

※すべてのご意見やご質問を掲載したものではありません。ご了承ください。

子供たちのよりよい教育環境を確保するために、皆様のご意見を伺いながら検討して参ります。

ご意見やご要望などがございましたら、右記までご連絡ください。また、説明会で使用した資料などは、市HPにも掲載していますので、ご覧ください。

鹿児島市教育委員会 (2018年10月作成)
〒892-0816 鹿児島市山下町6-1
鹿児島市教育委員会 総務課 企画調整係
(直通)099-227-1926 (FAX)099-222-8796
(Eメール) kysoumu@city.kagoshima.lg.jp

